

CFD 取引取引約款

平成 26 年 7 月現在
インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

(目的)

第 1 条 この取引約款（以下「本約款」と言います。）は、契約者である個人または法人（以下「お客様」と言います。）とインタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社（以下「当社」と言います。）との間で行う株価指数 CFD 取引および個別株 CFD 取引（以下「IB CFD 取引」と言います。）に係る取決めです。

(自己責任の原則)

第 2 条 CFD のような OTC 商品は、投機的で価格変動性の高い市場での商品であり、またレバレッジ（マージン）がかかることにより非常にリスクの高い商品です。お客様は、本約款および当社がお客様との契約締結前にお客様に交付する契約締結前交付書面等の取引説明書類を熟読してそれらの内容を理解し、取引のしくみ、次の各号に掲げるリスク（危険性）および特徴等を十分に把握したうえ、お客様独自の判断と責任において IB CFD 取引を行うこととします。

- ① IB CFD 取引には、対象とする株価や株価指数の変動、または金利調整額、配当金調整額の受払いにより、差益を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。
- ② IB CFD 取引は市場取引ではなく店頭取引であるため、取引価格や金利調整額、配当金調整額などが他社のものと異なる場合があること。
- ③ 少額の保証金で大きなレバレッジ効果を得られる反面、多大な損失を生じる危険性があること。
- ④ ロスカットルールによりリスクが限定されているものの、市場環境によっては、ロスカット注文が執行されても多大な損失を生じる危険性があること。
- ⑤ ロスカットルールにかかわらず、最終的なリスク管理の責任は当社ではなくお客様ご自身にあること。
- ⑥ 当社のカバー取引先の破綻、市場の取引停止等による取引制限が生じるリスクがあること。
- ⑦ インターネット、コンピュータにおける固有のリスクがあること。
- ⑧ 通信機器の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること。
- ⑨ IB CFD 取引より生じるお客様の当社に対する債権は、当社に対する一般の債権者と同様に取扱われること。
- ⑩ IB CFD 取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、

すべてを網羅しているわけではないこと。

(法令等の遵守)

第3条 お客様及び当社は、IB CFD 取引を行うにあたり、本約款の他、金融商品取引法その他の関係法令ならびに金融商品取引所及び金融商品取引業の諸規則（以下、総称して「法令諸規則」と言います。）を遵守するものとします。

(定義)

第4条 本約款において、以下の用語は、以下の意味を有するものとします。

本サービス	本約款に基づき当社が IB CFD 取引に関連してお客様に提供するサービスを言います。
お客様	第1条に記載する意味を有します。
法令諸規則	第3条に記載する意味を有します。
CFD 取引日	IB CFD 取引の原資産の取引が取引所で行われている営業日を言います。なお、取引時間は、当社の定める取引時間に準じます。
カバー取引	お客様との取引の際に当社がリスクヘッジのためにカバー取引先と行う、売買の別、銘柄、数量が同じ取引のことを言います。
金利等調整額	CFD 取引日を超えて建玉を保有していた場合に発生する取引維持コストを言います。その料率は、通貨ごとに金利水準やカバー取引コストを元に当社が算出します。
提示価格	第6条第1項に記載する意味を有します。
配当金相当額	原資産の配当権利落等により発生する IB CFD 取引の理論価値の差異を調整するために、当社とお客様の間で受払いを行う調整金を言います。原資産の配当権利付最終日において CFD 取引日を越えて建玉を保有する場合に発生します。
本口座	第5条第1項に記載する意味を有します。
異常レート	第6条第2項に記載する意味を有します。
取引証拠金	必要証拠金と維持証拠金を総称したものを言います。
必要証拠金	新規に注文をするために必要な証拠金を言います（イニシャル・マージン）。
維持証拠金	ロスカットの発動基準となる証拠金を言います（建玉を保有している間に、ロスカットが発動せずに建玉を維持するために必要な証拠金を言います）（メンテナンス・マージン）。

(取引口座の設定)

第5条 お客様は、当社と IB CFD 取引を開始するにあたっては、IBSJ 総合取引口座（以

下「本口座」と言います。) を開設することとします。

2すでに本口座を開設している場合にあっては、お客様はIB CFD取引に係る取引権限の付与申請を当社に対して行うこととします。

3IB CFD取引において、当社とお客様の間で授受する金銭は、すべて本口座で処理することとします。

4本口座開設およびIB CFD取引権限付与の諾否は、当社が独自に判断し決定することとします。なお、本口座の開設が行えない場合およびIB CFD取引権限を付与できない場合であっても、当社はその理由を開示しないものとします。

5お客様が次の各号のいずれかに該当するときは本口座の開設またはIB CFD取引に係る取引権限の付与申請を申し込むことができません。本口座の開設後またはIB CFD取引に係る取引権限付与後に該当することが判明した場合ないしは当社が合理的理由に基づき該当する可能性が高いと判断した場合、当社は、お客様に事前に通知し、当社の裁量により本契約を解除することができることとします。

- ① お客様が日本国内に居住していない、もしくは日本国内において登記されていない法人の場合。
- ② 当社から電話および電子メールにて常時連絡がとれない場合、およびお客様ご自身の電子メールアドレスをお持ちでない場合。
- ③ インターネットをご利用いただけない場合。
- ④ お客様が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準じる者）の一員であるかまたは反社会的勢力と交友関係を有する場合。
- ⑤ お客様が、次の(i)から(iv)までのいずれかに該当するとき。
 - (i) 反社会的勢力が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (ii) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者
 - (iii) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (iv) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥ お客様が、自ら又は第三者を利用して、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する行為を行ったとき。
 - (i) 暴力的な要求行為
 - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (iv) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (v) その他①から④までのいずれかに準ずる行為
- ⑦ お客様が IB CFD 取引をマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する可能性がある場合。
- ⑧ 法律上の行為能力を有しない、または制限される（ただし個人の場合に限ります。）場合。
- ⑨ お客様や、お客様より権限を与えられた、または同等のユーザーがご自身で IB CFD 取引に係る判断や決定を行わない場合。
- ⑩ お客様が当社に預託される金銭がお客様に帰属するものでない場合。

(提示価格)

第 6 条 当社は、当社が提供する取引システム上において、カバー取引先が決定した価格に基づき、お客様と取引をする価格を提示します（この価格を「提示価格」と言います）。取引システムの不具合、IB CFD 取引の取引対象の価格が急変動したり流動性が低下するなどの状況によっては、価格の提示が遅延する、あるいは提示価格を提示することができないことがあります、お客様が意図した取引ができない可能性があります。これらのことについて、お客様はあらかじめ了承することとします。

2 本システムの障害や誤作動、市場参加者から当社が受け入れる価格の異常等により、市場の取引情勢から乖離した価格（以下「異常レート」と言います。）が提示される可能性があります。異常レートによって成立した取引は、取り消し、調整等の適切な措置を取らせていただきます。

3 お客様は異常レートについて次の各号の定めにあらかじめ同意することとします。

- ① 当社は、異常レートの発生を防ぐために努力しますが、異常レートの発生を防ぐことを保障するものではありません。
- ② 本取引に適用された価格が異常レートであるかどうかの判断は全て当社が行うこととし、お客様は当社の判断に従うこととします。
- ③ 異常レートの発生に起因または関連してお客様が損害を被った場合でも、当社はその損害について一切の責任を負いません。

4 法令諸規則及び取引所等による規制がされた場合、市場において取引が成立しない場合、当社もしくはカバー取引先に取引を規制する事由が発生した場合、その他当社の判断により必要とみなされた場合には、当社の裁量によって取引価格の提示を停止することができるものとします。

(売買注文の受注)

第 7 条 お客様は、当社がお客様の IB CFD 取引の売買注文を当社がお客様に提供する取

引ツール内の IB CFD 取引に係る画面（以下「IB CFD 取引画面」といいます。）からのみ受注し、システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法による受注は行わないことに同意するものとします。ただし、当社が必要と認める場合は、これを除きます。

- 2 お客様の IB CFD 取引の注文は、当社がお客様の注文内容を受信した時点で注文の受付とします。
- 3 お客様の当社への注文は、原則として当社が定めた取引時間内に行われることとします。
- 4 お客様は、カバー取引の相手方が当社とのカバー取引に応じ得なくなったときは、お客様の当社への注文が受けられない場合または執行されない場合があることをあらかじめ了承することとします。

（注文の取扱）

第 8 条 当社は、お客様が IB CFD 取引に係る買（売）建玉を保有している場合におけるお客様の同一銘柄の売（買）注文を、お客様が保有している建玉数量の範囲内において、当該建玉の決済注文として取扱うこととします。また、当社は、お客様が保有する買（売）建玉数量以上の数量の同一銘柄の売（買）注文が発注された場合、建玉数量の範囲内において当該建玉の決済注文として取扱い、当該決済注文がすべて約定された場合は、残数量の注文について新規注文として取扱います。

- 2 お客様は、お客様が指図を行った注文に過誤があった場合、当社は当該過誤注文に対する責任を負わないことにあらかじめ同意します。

（取消・訂正注文の取扱）

第 9 条 お客様は、お客様が発注された注文（以下「原注文」といいます。）について訂正または取消の指図を行った場合に、当該訂正または取消指図に基づく処理が行われる前に、原注文が執行されることがあることに、あらかじめ同意します。

- 2 お客様が IB CFD 取引につき行った売買注文の約定内容を、約定後に取消、もしくは訂正することはできません。
- 3 お客様は、相場の急変その他当社が必要と認める場合、当社の裁量により、お客様の注文の取消、調整等が行われることがあることにあらかじめ同意します。

（注文を執行しない場合）

第 10 条 IB CFD 取引の売買注文が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当社はおお客様の売買注文の執行を行わないものとします。ただし、当社が必要と認める場合は、これを除きます。

- (1) お客様が本口座に差し入れた現金が証拠金として不足する場合
- (2) お客様の売買注文の内容が、法令諸規則又は本約款もしくは当社が定める IB CFD 取

引に関するルール等に違反すると当社が判断した場合

(取引の成立)

第 11 条 指値注文の場合、提示価格が指値注文の価格条件を満たした場合に該当し、取引が成立するものとします。

2 成行注文の場合、提示価格が成り行き注文の価格条件を満たした場合に該当し、取引が成立するものとします。なお、成行注文は、原則として当社がお客様からの注文を受け付けた時点での取引所及びカバー取引先が選定する私設取引所の最良気配価格を指値とする指値注文に変更させて頂き、提示価格がこの指値注文の価格条件をみたした場合に該当し、取引が成立するものとします。

3 IB CFD 取引の約定日は、IB CFD 取引の成立を当社が確認した日とします。

4 注文が当社において遅滞なく処理される限り、インターネットの状況、時差、取引時間、市場の取引状況等の理由によりお客様の注文日時と約定日時とが異なっても正常な処理とします。

5 お客様は、提示価格が随時変化することを認識しており、注文時の提示価格と、約定時点での提示価格が異なることがあることにあらかじめ同意することとします。したがって、お客様は、特に成行注文において、提示価格よりもお客様にとって不利な価格により約定する可能性があることにあらかじめ同意することとします。

6 同様に、お客様は、STOP、STOP LIMIT 等のトリガー値段付き注文において、市況により実際の約定値がお客様の指定した価格とは同一にならない場合があることにあらかじめ同意することとします。

7 同様に、お客様は、指値注文において、お客様が指定した価格と当社が提示する価格が一致したときでも、その指値注文の一部または全部が約定しない場合があることにあらかじめ同意することとします。

(取引条件の変更)

第 12 条 お客様は、当社が、取扱銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、コーポレートアクションの調整方法、その他 IB CFD 取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。

2 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

3 お客様は、当社が前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によりお客様に通知することに同意します。

4 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

(ロールオーバー)

第13条 IB CFD取引においては、未決済の建玉について、原則として取引日の15時以降から順次決済日の繰り延べ(以下「ロールオーバー」と言います。)を行います。ロールオーバーの際には、金利調整額、配当等調整金、借入金利の計算が行われます。

」

(IB CFD取引の決済・差金決済)

第14条 本約款に規定するIB CFD取引の決済は、金銭の授受によるものとし、原資産の受渡し等による決済は行わないものとします。

2 IB CFD取引の決済方法は、以下に定めるものとします。

(1) 反対売買注文による決済

IB CFD取引について、反対売買を行った場合は、直近の終値と反対売買を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済を行います。

3 本条に定められた決済日は、決済取引が執行された日の3営業日後とします。

(最終売買日)

第15条 最終売買日の設定は、以下に定める場合に限定されること無く行うものとします。

(1) 上場廃止、合併又はその他コーポレートアクション等、原資産の価格に重大な影響を及ぼす事由が発生し又は発生するおそれがあると当社が判断した場合

(2) 取引の継続が法令諸規則に抵触し又は抵触するおそれがあると当社が判断した場合

(3) 当社及び当社のカバー取引先が商取引上の合理的な努力を行っても、当社とお客様間で行う本取引の成約又は義務の履行に関するリスクヘッジに必要と予測される取引や資産の獲得、構築、再構築、代替、維持、手仕舞い、処分、又はそのような取引や資産の現金化、代金回収、代金支払いができない等、やむを得ない事由が発生し又は発生するおそれがあると当社が判断した場合

(取引手数料等)

第16条 お客様は、お客様が本取引につき行った売買注文が約定した場合、当社が別途定める取引手数料その他の諸経費を支払うものとします。

2 取引手数料は、当社の判断で変更することができるものとします。

(金利等調整金)

第17条 CFD取引日を越えて建玉を保有していた場合に発生する金利等調整金は、ロールオーバー処理の際に日々算出、課金、支払いをするものとします。

2 前項にて算出された金利等調整金は、決済取引の3営業日後に金銭の授受を行うものと

します。

3 前2項に定める金利調整金の買い方金利及び売り方金利の料率は当社が定めるものとし、当社は金利水準やカバー取引コスト等の変化等に伴い、その料率を変更できるものします。

(借入金利)

第 18 条 CFD 取引日を越えて売建玉を保有していた場合に発生する借入金利は、ロールオーバー処理の際に日々算出、課金、支払いをするものとし、

2 前項にて算出された借入金利は、決済取引の3営業日後に金銭の授受を行うものとし、

3 前2項に定める借入金利の料率は、原資産の需給関係等を踏まえ、当社のカバー先が定めるものとします。

(配当金相当額)

第 19 条 原資産の配当権利付最終日において CFD 取引日を越えて建玉を保有する場合に発生する配当金相当額は、当社が定める金額とし、買い方に支払い、売り方より徴収を行うものとし、

(解約)

第 20 条 当社は次の各号のいずれかに限定されることなく、いつでもいかなる理由によっても本契約を解約できることとします。ただし、解約時においてお客様に係る IB CFD 取引等の未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとし、

- ① お客様が当社所定の手続きにより当社に対し解約の指図をしたとき。
- ② お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社がお客様に解約を通告したとき。
- ③ 第 49 条に定める本約款または取引内容の変更にお客様が同意せず、当社が解約を通知したとき。
- ④ カバー取引の相手方が当社とのカバー取引に応じ得なくなったとき。
- ⑤ お客様の反社会的勢力でないことの確約が虚偽であると認められたとき。
- ⑥ お客様が反社会的勢力の一員であるかまたは反社会的勢力と交友関係を有すると認められたとき。
- ⑦ お客様が暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行ったとき。
- ⑧ お客様が IB CFD 取引に係る適合性を有しないと当社が判断し、当社がお客様に解約を通告したとき。
- ⑨ お客様から当社取引システムへの接続に起因して、当社取引システムに運用上の危険が生じると当社が判断した場合
- ⑩ 前各号のほか、やむを得ない事由により、当社がお客様に解約を通告したとき。

2 前項の場合において、当社は、お客様の計算において、未約定の注文を取り消し、また約定済みの取引についての反対売買を行います。

3 お客様の当社に対するすべての債務を決済した後にお客様の本口座に残高があるときの処理について、お客様は当社の指示に従うものとし、またお客様は当社が要した実費を支払うものとしします。

(取引に係る通知)

第 21 条 お客様は、お客様が指図された注文について、当社が、取引システム上に受付、失効、取消、約定その他お客様の注文の状態に係る諸通知を行うことにあらかじめ同意します。

2 お客様は、注文指図を行った後、お客様が前項に掲げる諸通知を確認するまでの間、取引画面でご自身の注文を監視することにあらかじめ同意します。

3 お客様は、第 1 項に掲げる諸通知が、システム障害等により遅延することがあることにあらかじめ同意します。

4 お客様は、次の各号に掲げる場合には、速やかに電話、電子メールその他当社が定めるお客様との通信手段により当社に通知するものとしします。

① お客様が、第 1 項に掲げる諸通知を受領できなかった場合。

② お客様が、誤った内容の諸通知を受領した場合。

③ お客様が、ご自身による発注の覚えのない内容の注文に関する諸通知を受領した場合。

(情報セキュリティ)

第 22 条 お客様は、ご自身で設定された取引システムを使用するために必要となるユーザーID、ユーザーネームおよびパスワード（以下「ユーザーID 等」と言います。）を適切に管理することにあらかじめ同意します。

2 ユーザーID 等は、設定されたお客様自身に限り使用することができ、第三者に貸与または譲渡することはできません。

3 当社は、お客様のユーザーID 等を使用して本システムに対して行われた売買注文に係る指図および照会等については、お客様自身が行ったものとみなします。

4 お客様は、お客様がユーザーID とパスワードを第三者に貸与もしくは譲渡した場合、またはお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等によりお客様のユーザーID とパスワードが第三者に漏洩した場合等により、第三者が注文、指図または照会を行った場合には、それはお客様による注文、指図または照会として扱われることにあらかじめ同意し、また、第三者による IB CFD 取引に係る注文、指図または照会に起因して生じた結果や損害については、事情のいかんを問わず全てお客様が責を負うことにあらかじめ同意することとしします。

5 お客様は、ユーザーID とパスワードが不正に使用されている可能性を認めた場合は、

遅滞なく当社にその旨を連絡することとします。

6 お客様は、お客様ご自身が当社に申込を行い、かつ当社が承認を行った場合を除き、第三者にお客様の口座へのログインを行なわせてはならないことにあらかじめ同意します。

(利益相反)

第 23 条 当社、当社役員または当社の関係会社は、本約款に基づき実行される一切の約定または当社が提供する取引システムの使い方等のアドバイス（投資アドバイスにはあたらないもの）に関連して、お客様の利益に反する重要な利益、関係または取り決めに有する可能性があります。本取引約款の締結により、お客様は当社がお客様に事前に連絡することなく、法令諸規則を順守する前提で、かかる取り決めに実行できることに、お客様はあらかじめ同意するものとします。

2 お客様は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ同意するものとします。

- ① 当社が、お客様と利益が相反または利益が競合する可能性のある第三者に対して、サービスを提供すること。
- ② 当社および当社関連会社は、自らまたは他のお客様のために、お客様と反対のポジションを建て、もしくはお客様と競合する同一または同様のポジションを建てることができること。

3 お客様は、当社は故意にお客様に優先して他の者の利益を図ることはありませんが、かかる競合の結果生ずる可能性のある一切の損失について責任を負わないことに、あらかじめ同意するものとします。

4 お客様は、当社が適宜、本サービス提供のため、当社の関係会社との間で、または関係会社を通じて取引を行うことがあることを、あらかじめ同意するものとします。

(証拠金等の分別管理等)

第 24 条 当社は、適用法令において分別管理等が要求される顧客の証拠金等の資金について、IB CFD 取引 にかかるとについては金融商品取引法第 43 条の 2 に従い、信託会社または信託業務を営む金融機関を受託者、顧客を受益者とする信託契約に基づく信託口座に、当社の固有財産と分別または分離して管理するものとします。

2 当社は、前項に規定する信託口座に保管されるお客様の資金から生ずる一切の金利について単独で権利を有し、かかる金利は当社に対して支払われます。

3 お客様は、撤回不能かつ無条件で当社に以下の権限を付与します。

- ① 本取引約款に基づくお客様の当社に対する一切の支払いに充当するために、第 1 項に規定する信託口座に保管される顧客資金を引出し、控除または充当すること。これには、お客様による売買に関する証拠金の差入、調整または決済のための支払いもしくはそれらに関連する支払い、または当社に対する金利もしくは金利調整金等の支払いが含まれ、お客様は、本号に基づき当社が引出し、控除または充当した金額は本取

引約款に基づき当社に帰属し、当社の取引相手に対する支払いを含め、当社が適宜業務に使用できることに合意し、これを認めます。

(取引証拠金の取り扱い)

第25条 IB CFD 取引に係る取引証拠金の取り扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- ① お客様は、新規に建玉を持つために買い注文または売り注文を出すときは、あらかじめ、必要証拠金（イニシャル・マージン）の額以上の取引証拠金を、当社の定める方法により、現金により当社に預託することとします。なお、必要証拠金の証拠金率及び額は当社が定めることとします。
- ② お客様は、当社が設定する取引証拠金について当社ウェブサイトで表示される取引証拠金額が参考値であり、実際の取引証拠金必要額を反映していない場合があることにあらかじめ同意します。
- ③ 当社は、IBSJ 総合取引口座におけるお客様の預かり現金資産を全て IB CFD 取引証拠金として扱うことができるものとします。
- ④ 取引証拠金として当社が受け入れる日本円その他の通貨の種類は、当社が定めることとします。
- ⑤ お客様は、建玉を保有される場合、維持証拠金の額を満たす十分な資金が預託されていることを常に監視する義務を負うことにあらかじめ同意します。なお、維持証拠金の証拠金率及び額は当社が定めることとします。
- ⑥ お客様は、本口座内において建玉の時価評価の下落等により IB CFD 取引に係る取引証拠金不足の状態になったときは、証拠金不足の状態が解消されるまでの間、当社はお客様からの決済のための取引を除くすべての新規取引をお断りすることがあることに同意します。
- ⑦ 当社が必要証拠金額を変更したときは、未決済建玉に対しても変更後の必要証拠金額が適用されることとします。
- ⑧ 前各号に定めるほか、IB CFD 取引に係る取引証拠金の取り扱いについては、第26条及び当社の定めるところによることとします。

(自動ロスカット)

第26条

お客様は、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、直ちに、お客様が本口座を通じて行っている取引を決済し必要証拠金額を回復するために必要な反対売買を成行注文で行うことにあらかじめ同意することとします。

また、お客様が CFD 取引以外のポジション（株式や先物・オプション取引に係る建玉等）を本口座で保有している場合には、それらのポジションを反対売買し、CFD 取引の必要証

拠金額に不足する金額に充当することがあります。

2 お客様は、前項に定める決済の対象となる建玉が二以上ある場合であって、特段お客様からの指示がない場合、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により順番を決定することにあらかじめ同意することとします。

3 お客様は、第 2 項に定める決済は成行注文で行われるため、市場の取引状況等によっては当該注文が約定するまでに価格が変動する可能性があり、それによって損失が拡大する可能性があることをあらかじめ了承することとします。

4 お客様は、第 2 項に定める決済が行われた場合に生じる損金を、当社が、お客様に事前に通知することなく、取引証拠金から差し引くことにあらかじめ同意することとします。また、損金額が本口座における現金資産の額を上回って不足金が発生し、当社が本口座におけるお客様の全てのポジションを反対売買してもなお損金が残る場合、お客様は、当該不足金の額を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うこととします。当社が、指定する期日までに当該不足金の支払いを確認できない場合、お客様は、履行期日の翌日より履行の日まで、当社が定める率による遅延損害金を当社に対して支払うこととします。

5 第 1 項による反対売買の結果、維持証拠金の額以上の損失が発生した場合において、当社はその責を負わないものとします。とりわけ、市場に「ギャッピング」が存在した場合、証拠金預託額以上の損失を避けるための価格での反対売買ができない可能性があります。また、第 2 項による反対売買は、お客様が預託した証拠金の金額以内での決済が完了することを保証するものではありません。

(期限の利益の喪失)

第 27 条 お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じ、または生じる恐れがあると当社が判断した場合には、当社からの通知、催告等がなくても当社に対する IB CFD 取引に係る債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

- ① お客様について、支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立または私的整理手続の開始があったとき。
- ② お客様が、手形交換所または電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ③ お客様の当社に対する IB CFD 取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、差押がなされまたは差押の命令もしくは通知が發送されたとき。
- ④ お客様の当社に対する IB CFD 取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
- ⑤ 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
- ⑥ 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不

明となったとき。

- ⑦ お客様の死亡が確認されたとき。
- ⑧ お客様が制限行為能力者となったとき、または心身機能の重度の低下により IB CFD 取引の継続が著しく困難もしくは不可能となったとき。
- ⑨ お客様が当社の業務に重大な支障をきたすと当社が認める行為を行ったとき。
- ⑩ お客様または当社が、司法または行政機関等から法令にもとづき IB CFD 取引の停止を命じられたとき。

2 お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じた場合、当社の請求によって当社に対する IB CFD 取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

- ① お客様の当社に対する IB CFD 取引に係る債務その他一切の債務について一部でも履行を遅滞したとき。
- ② お客様の当社に対する債務（ただし、IB CFD 取引に係る債務を除きます。）について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます。）があったとき。
- ③ お客様が本約款、当社との取り決め、その他当社が定める一切の取引約款や取引ルール等に違反したとき。
- ④ 口座開設時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ⑤ 当社のウェブサイトの運営もしくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為を行ったと当社が認めたとき。
- ⑥ 前 5 号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（事由の報告）

第 28 条 お客様は、前条第 1 項および第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直ちに電子メールまたは書面をもってその旨の報告をすることとします。

（期限の利益を喪失した場合等における決済）

第 29 条 お客様は、お客様が第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当した場合は、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、お客様が本口座において行った新規注文を取り消し、また本口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な反対売買を成行注文で行うことに、あらかじめ同意することとします。この場合、当社がお客様の計算において行った新規注文の取り消しおよび反対売買の結果、お客様の当社とのすべての取引は一括して当然に終了し、かかる終了によりお客様が当社に対して負う債務は、第 30 条各項に定める差引計算により、お客様の当社に対する単一の債務となり、催告なくして直ちに支払うべきものとなります。

2 お客様は、お客様の当社に対する取引に係る債務について、お客様が一部でも履行を遅

滞した場合は、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、お客様が本口座において行った新規注文を取り消し、また本口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な反対売買を成行注文で行うことにあらかじめ同意することとします。

3 お客様は、お客様が第 27 条第 2 項の各号のいずれかに該当した場合は、お客様が本口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な反対売買を即座に行うこと（ただし、前項の定めにより当社が反対売買を行う場合を除きます。）にあらかじめ同意することとします。

4 お客様は、前項の日時までには、お客様が反対売買の指図を行わない場合は、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、お客様が本口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な反対売買を成行注文で行うことに、あらかじめ同意することとします。

5 お客様は、前各項の反対売買を行った結果、本口座の現金その他の資産の処分によってもカバーできない損失が生じた場合には、当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うことにあらかじめ同意することとします。

（差引計算）

第 30 条 お客様が、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の当社に対する取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当社は相殺することができることとします。

2 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり、諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできることとします。

3 前 2 項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については当社の定める利率および率によるものとします。

（取引証拠金等の処分）

第 31 条 お客様が本約款に基づき当社に対し差し入れる取引証拠金その他の担保はすべて、お客様が IB CFD 取引に関連して当社に対し負担する債務を担保することとします。

2 お客様が IB CFD 取引に関し当社に対し負担する債務を、期限の利益を喪失した場合を含め、所定の時限までに履行しないとき、または第 26 条各項による反対売買によりお客様が当社に対し債務を負担することとなったときは、お客様は、当社が、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、当社が占有しているお客様の有価証券等その他の財産を、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意の条件で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充

当しても異議を述べないこととし、また当該弁済充当の結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこととします。

(充当の指定)

第 32 条 債務の弁済または第 30 条に定める差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができることとします。

(遅延損害金の支払い)

第 33 条 お客様は、お客様が IB CFD 取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含みます。）より履行の日（当該日を含みます。）まで、当社の定める率および計算方法による延滞損害金を支払うことに、あらかじめ同意することとします。

(サービス内容の変更)

第 34 条 当社は、お客様に事前に通知することなく、IB CFD 取引に関して提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

(債権譲渡等の禁止)

第 35 条 お客様は、お客様が当社に対して有する債権または債務を、当社の同意なしにはこれを他に譲渡、質入れ、権利設定、継承その他の処分をしないこととします。

(公租公課、諸料金等)

第 36 条 お客様は、当社が定める手数料および公租公課その他の賦課金を、当社の定める日時および方法により、当社に支払うこととします。

2 お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うこととします。

3 お客様は、前各項の支払は、原則本口座内の預かり金より支払うものとし、支払の結果、本口座において資産が減少し維持証拠金の額を下回った場合、お客様の保有建玉が、第 26 条に定める自動ロスカットの対象となる場合があることを、あらかじめ同意するものとします。

(マーケットデータ等の取扱い)

第 37 条 当社を通じて、アクセスが可能な気配値、ニュース、リサーチその他の情報（以下「マーケット情報等」）は当社と関係のない情報配信社を通じて配信されることがあります。マーケット情報等は当社、配信業者、ライセンス提供者の財産であり、法律で保護さ

れています。当社または配信業者の書面による同意がある場合を除き、お客様はいかなる方法でもかかるマーケット情報等の再生、配布、販売または商業的な利用をしないことに同意していただきます。当社はマーケット情報等へのアクセスを終了する権限を留保します。

2 当社、および情報配信業者双方共、情報の正確性や適時性、完全性を保証するものではありません。

3 いかなるマーケット情報等も、当社が売買の推奨あるいは勧誘を行うためのものではありません。

4 お客様は、気配値、データあるいは他の情報を信用することはお客様自身の責任で行うものであることに同意するものとします。いかなる場合でも、当社および情報配信社はマーケット情報等を利用することによって生ずる損害、結果として起きる損害、偶発的な損害、特別なまたは間接的損害について責任を負いません。当社および情報配信社は、商品適格性の保証や、特定の利用に適合することへの保証、または権利侵害がないことへの保証を含む、マーケット情報等に関するいかなる種類の明示的あるいは暗示的な保証をしません。

(当社が提供するアプリケーション、ソフトウェアの取扱い)

第 38 条 当社と **Interactive Brokers Group** の関係会社は、お客様に対して、非独占的かつ、また譲渡性のないサービスの利用許可を付与させていただくことで、**Interactive Brokers Group** ソフトウェアの利用を許容します。**Interactive Brokers Group** ソフトウェアに対する権利は、特許権、著作権、商標権を含む当社および/または **Interactive Brokers Group** 関係会社の独占的な財産です。お客様は、他の者へ **Interactive Brokers Group** ソフトウェアを売却、交換、または譲渡することはできません。お客様は、**Interactive Brokers Group** ソフトウェアを複製、修正、翻訳、改変、解析模倣、解体または人もしくはコンピュータが解読もしくは認識可能なフォームに修正し、副次的に作りだすために利用することはできません。当社および **Interactive Brokers Group** の関係会社は、これらの義務に違反したことについて、直ちに差し止めを命令する司法上の救済を求める権利を有し、またお客様はこれらの義務の違反に起因または関連して当社、**Interactive Brokers Group** の関係会社または第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。

(免責事項)

第 39 条 次の各号に掲げる損害等については、当社は免責されることとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、金融市場や取引所の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、**IB CFD** 取引の執行、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害等。
- (2) 金融市場や取引所の閉鎖または法令諸規則の変更等により、お客様の **IB CFD** 取引に

係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害等

- (3) 国内外の休日または当社の取り扱い時間外のために、お客様の注文に応じ得ないことにより生じる損害等。
- (4) IB CFD 取引に係る諸通知が遅延したことにより生じる損害等。
- (5) 電信・電話、インターネットまたは郵便等の通信手段における誤謬、遅延等により生じた損害等。
- (6) 所定の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害等。
- (7) お客様のログイン番号、パスワードまたは取引情報が漏洩し、または盗用されたことによる損害等およびお客様が初回ログイン時にパスワードを変更しなかったことにより生じた損害等。
- (8) お客様以外の第三者が、お客様のログイン番号およびパスワードを使用し、そのログイン番号およびパスワードが当社にて記録されているログイン番号およびパスワードであることを当社が確認した上で行われた IB CFD 取引により生じた損害等
- (9) お客様の取引端末、コンピュータやサーバー、当社のコンピュータ・システムやサーバー、市場関係者や第三者が提供するコンピュータ・システムやサーバー、またはその関連機器のハードウェアもしくはソフトウェアの故障や誤作動等の障害、または取引に関係する一切のコンピュータの故障や誤作動等の障害により生じた損害等。
- (10) 前号の事由により情報伝達の遅延、不能または誤謬が生じた場合の損害等。
- (11) ログイン番号やパスワードの誤入力、失念等、お客様ご自身の責任により、IB CFD 取引に係る注文、金銭の授受または寄託の手続き等ができなかったことにより生じた損害等。
- (12) 取引システムのプログラムの障害等により生じた損害等。
- (13) 第三者によるシステム運用の妨害等により生じた損害等。
- (14) インターネットを利用した通信の障害等により生じた損害等。
- (15) 当社が本サービスの利用を制限、中断したことによる損害等。
- (16) 契約事項に規定される条件にしたがって建玉の処分をしたことによる損害等
- (17) 通信回線の傍受等により、お客様の情報が漏洩したことによる損害等
- (18) お客様の本サービス内容またはその操作方法について、誤解または理解不足に起因して生じた損害等
- (19) 当社が売買注文を受け付け後、その内容を確認し、相当の時間内に執行したにも拘わらず当該時間内における価格変動により生じた損害
- (20) 天災地変等やむをえない事情による本システムの中断、停止、誤作動等により生じた損害等。
- (21) 法令諸規則等により、当社がお客様の取引を不当または不適切と判断した場合

(22) その他、法令諸規則等により当社に故意または重過失がないと判断される場合

(代替取引手段)

第 40 条 お客様は、当社が提供する電磁的取引システムが、当該システムの障害等の理由により使用できない場合に備え、当社が提供するサービスとは別の代替取引手段をあらかじめ保持していただくことに、あらかじめ同意するものとします。

(IB CFD 取引の提供の停止)

第 41 条 お客様は、当社が、当社が提供する電磁的取引システムまたは電磁的取引システムのネットワークに障害が発生し、お客様に対して IB CFD 取引を提供できないと判断した場合、IB CFD 取引を停止することがあることを、あらかじめ同意するものとします。

(書面の電子交付)

第 42 条 当社は、お客様に交付することとして金融商品取引法に規定されている下記の書面等について、同法の規定に基づいて、書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」と言います。）により提供（以下「電子交付」と言います。）することについて、お客様の本約款への同意をもってお客様が承諾したものとし、下記に定める事項について電子交付を行います。

- ① 契約締結前の交付書面
- ② 本約款および取引説明書ならびにそれらの変更に関する書面
- ③ お客様の注文約定に係る書面
- ④ 取引報告書（金融商品取引法第 37 条の 4 に関連した書類）
- ⑤ お客様のお取引および証拠金残高に係る書面
- ⑥ 取引残高報告書（金融商品取引法第 37 条の 4 に関連した書類）
- ⑦ お客様から預託された証拠金に係る書面
- ⑧ 証拠金受領書（金融商品取引法第 37 条の 5 に関連した書類）
- ⑨ その他の書面のうちで当社が定める書面。

なお、⑨号の書面を追加する場合は、当社はお客様に通知するものとします。

2 お客様は、それらの記載事項の内容に異議がある場合は、当該電子交付の日から 10 営業日以内に、当社に対して電子メールまたは書面によりその旨を申し出ることとします。上記期間内に申し出がなされなかった場合は、お客様はそれらの電子交付の内容を確認し、承認したものとみなします。

3 お客様は、前項に掲げる書面の電子交付を受けるにあたり、当社が推奨するシステム上の必要条件を満たし、これを保つこととします。

4 当社は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示、又は当社の都合により記載事項を電子交

付によらず、書面により提供する場合があります。その場合、電子交付は行いません。

(報告書等の作成および提出)

第 43 条 お客様は、当社が法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る IB CFD 取引の内容その他を、政府機関等宛に報告することに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類(電磁的記録を含む。次項において同じ。)の作成に協力するものとします。

2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

(届出事項)

第 44 条 お客様は、当社に届け出たお客様の氏名もしくは名称、署名鑑または住所もしくは事務所の所在地その他の事項および当社の求めに応じて提出するすべての書面について、その内容が真正なものを提供するものとします。

2 お客様は、前項に掲げる当社に提供した情報および書面等の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに当社が指定する方法をもってその旨の届出をするものとします。

3 当社は、前 2 項に定める書面(ただし、署名鑑の変更に係るものを除きます。)の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき報告または届出を受けることができるものとします。

(通話の記録)

第 45 条 お客様は、お客様と当社の間で交わされる電話による会話の内容を、当社がお客様から事前に承諾を得ることなく録音する可能性があることにあらかじめ同意することとします。

(損害賠償額についての制限)

第 46 条 当社の責に帰する障害であっても、それによるお客様の得べかりし利益に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

(通知の方法)

第 47 条 当社からお客様への IB CFD 取引に関する通知は、原則として当社ウェブサイトへの掲載または IB CFD 取引の画面に掲示する方法にて行います。ただし、当社が妥当と判断する場合は、書面、電子メールまたは電話等の方法により通知する場合があります。

(通知の効力)

第 48 条 お客様が当社に届け出た住所もしくは事務所の所在地またはお客様のメールアドレス

レスにあて、当社よりなされた IB CFD 取引に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとします。

(約款の変更)

第 49 条 本約款は、法令諸規則の変更もしくは監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を当社が定める方法によりお知らせします。

2 本約款の変更について、当社から諾否の回答期限を定めて変更の通知があった場合において、お客様が 2 週間以内に異議の申出をしなかったとき、またはお客様が IB CFD 取引を継続したときは、その変更に同意したものとします。なお、本約款の変更にご同意いただけないお客様につきましては、当社は、そのお客様との間のすべての IB CFD 取引を停止することがあります。

3 前 2 項に定める当社の通知は、原則として、当社のウェブサイトへの掲載、IB CFD 取引に係る画面上の掲示、電子メールのいずれかまたはその組み合わせによって行うこととします。お客様の異議の申し出は、所定のアドレスへの電子メールによるものとします。

(適用法)

第 50 条 本約款は、日本国の法律に準拠し、解釈されることとします。

(合意管轄)

第 51 条 お客様と当社との間で本約款および IB CFD 取引に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

附則

1. この約款は、平成●年●月●日より適用されます。